

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 (署名地) (前注註)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ポーシヤル	上保安訓練・司令センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とポーシヤル諸島共和国政府との間の交換公文	海上保安訓練・司令センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	450,000千円 ----- -----	2020.3.19 マジュロ で (同日)	日本側 齋藤法雄在マジュロ大使 ポーシヤル側 キヤスラフ・N・ネムラ外務貿易大臣	2020.4.8 121号
ポーシヤル	ポーシヤル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	371,000千円 ----- -----	2020.3.19 マジュロ で (同日)	日本側 齋藤法雄在マジュロ大使 ポーシヤル側 キヤスラフ・N・ネムラ外務貿易大臣	2020.4.8 122号
ポーシヤル	ポーシヤル諸島共和国政府に対する贈与に関する日本国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	331,000千円 ----- -----	2020.6.11 マジュロ で (同日)	日本側 齋藤法雄在マジュロ大使 ポーシヤル側 キヤスラフ・N・ネムラ外務貿易大臣	2020.6.24 237号
ポーシヤル	マジュロ環境における貯水池整備計画のための贈与に関する日本国政府とポーシヤル諸島共和国政府との間の交換公文	マジュロ環境における貯水池整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,757,000千円 ----- -----	2020.9.17 マジュロ で (同日)	日本側 齋藤法雄在マジュロ大使 ポーシヤル側 キヤスラフ・N・ネムラ外務貿易大臣	2020.10.1 413号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。